

不正行為に関する注意事項

- ① 次のことをすると不正行為となる。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなる。また、受験した全ての教科・科目の成績を無効とする。また、不正行為に見えるような行為は、監督者が注意等を行う場合がある。

- 受験票・写真票、解答用紙へ故意に虚偽の記入（受験票・写真票に本人以外の写真を貼ることや、解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど）をすること。
- カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書・参考書・辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをしたりすること。
- 配付された問題用紙を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- 「解答はじめ」の指示の前に、問題用紙を開いたり解答を始めたこと。
- 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。
- 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、IC レコーダー、電子辞書、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとみなす。
- 「解答やめ」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり、解答を続けたりすること。

- ② 上記①以外にも、次のことをすると不正行為となることがある。

指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取り扱いは、①と同様とする。

- 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類を身に付けていたり、手に持っていたりすること（試験時間中の所持も不正行為となることがある）。
- 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申し出をすること。
- 試験会場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- 試験会場において監督者等の指示に従わないこと。
- その他、受験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。